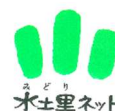


元荒川土地改良区だより



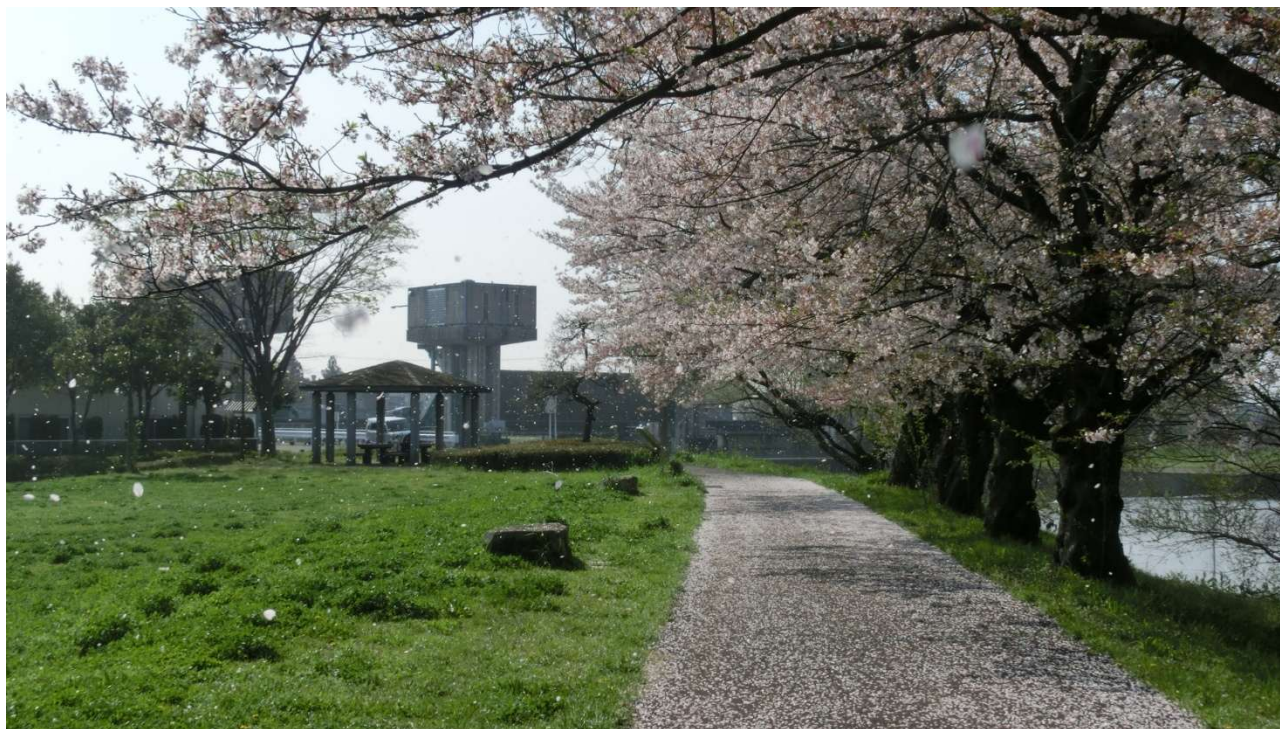
令和8年度発行
第34号

発行所 元荒川土地改良区

住所：さいたま市岩槻区大字新方須賀 1160 番地

電話：048(799)0799

URL：<https://www.midorinet-motoarakawa.or.jp>



桜堤と末田須賀堰

お知らせ

- ◆ 元荒川土地改良区のホームページでは、各種申請用紙、公告等情報を随時更新していますので、ぜひご覧ください。(【元荒川上流土地改良区】は、別組織の土地改良区になりますのでご注意ください。)
- ◆ 令和8年度の末田須賀堰湛水期間は、4月8日(水)～9月9日(水)となります。ただし、湛水期間終了日の直前に、台風や豪雨などにより元荒川の流量が大幅に増える場合は、終了日を待たずに落水する場合がございますので、ご承知おきください。
- ◆ 土地改良区事務所の受付時間は平日9:00～12:00/13:00～16:00です。

理事長あいさつ

理事長 島村 孝



常日頃より、本土地改良区の業務運営や事業推進に対して、多大なるご理解ご支援を賜り、改めて感謝申し上げます。

さて、昨年の用水状況を振り返りますと、例年の高温障害やイネカメムシの被害対策などによる田植えの早期化で、用水時期の集中化が見られました。田植え時期は、降水量が多かったこともあり、安定した取水ができましたが、6月下旬以降は、高温と降雨も少なく、中干し後に用水供給の厳しい状況もありました。全体を通すと、無事に用水の供給ができ、地域の水利施設管理者をはじめ、見沼代用水土地改良区さんや水資源機構さん、関係者の皆様のご理解、ご協力に改めて感謝申し上げます。

私どもの基幹施設である末田須賀堰ですが、4月9日に閉門し、9月9日に開放いたしましたが、取水期間中、洪水対応が1回あり、9月5日～6日の台風15号に伴う大雨の影響で、堰の一部操作を行い、対応したところでございます。

次に、令和8年度の予算でございますが、一般会計予算は、前年度予算を基本に、総額としては、対前年度比1%増となります、3億3898万4千円を計上したところでございます。昨年につき、管理施設の整備補修に関する労務費や材料費などの価格や各種手数料などの上昇による増額でございます。土地改良事業費、一般管理費その他、必要な額を精査・検討のうえ、国の補助事業を活用するなどして、予算編成をいたしました。

米不足による米価の高騰はありましたが、今後の農業を取り巻く諸情勢は、まだまだ厳しい状況であり、労働力不足、その中で農業就業者の減少・高齢化、気候変動等など、社会の様々な課題に対応した土地改良区の運営が求められています。私ども土地改良区は、農地や農業用水の確保と有効利用をし、持続可能な農業環境の創出を担っていると考えております。

このため、地域農業の発展・継続のため、より一層、施設の適切な維持管理をしていくことと併せ、災害から守るための防災対応や、災害が起きた場合の迅速な復旧対応ができる組織体制づくり、また、今年から農地維持や農業用水確保の一助となる多面的機能支援交付金の活動組織への参画を行い、よりよい農業用水の安定供給に万全を期して参りたいと考えております。

今後とも、組合員の皆様方のご支援を頂き、ご期待に沿った土地改良区にすべく、全力を尽くす所存でございますので、ご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げますとともに、皆様のますますのご活躍とご健康を心よりご祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。

土地改良事業功労者表彰受賞



令和8年3月23日（月）に埼玉県民健康センター（さいたま市浦和区）で開催された、埼玉県土地改良事業団体連合会の第69回通常総会に於いて、当土地改良区の島村理事長が「土地改良事業功労者表彰」を受賞されました。

盗難防止対策について

近隣土地改良区施設において、金属製の給水栓や揚水機場などのケーブル等の盗難被害が後を絶ちません。最近では、金属製の給水栓、高圧ケーブル、縞鋼板等の盗難被害が確認されたところです。

防犯対策として、可能な範囲での見廻りをし、盗難被害発生時には、行政などへ被害状況を報告し、警察へ被害届を提出する等の取組を実施していただきますよう、お願いいたします。

水質汚濁について

最近、土地改良区の管理する水路において、油などの流出に関する通報が増えています。

場合によっては、水稻の生育に重大な影響を及ぼす可能性がありますので、水質汚濁を見つけたら、行政や土地改良区へ、ご連絡をお願いいたします。



油流出による油膜の様子

令和7年度 通常総代会



令和8年3月12日（木）午前10時から、埼玉スタジアム2002（さいたま市緑区）のボールルームにおいて、開催されました。令和8年度予算など9議案、1報告が上程され、議決・承認されました。

- 議案第1号 令和6年度決算について
- 議案第2号 令和7年度補正予算について
- 議案第3号 令和8年度組合費賦課金を定めることについて
- 議案第4号 令和8年度予算（案）について
- 議案第5号 施設更新積立資産より一般会計への取崩の承認を求めることについて
- 議案第6号 転用決済金積立資産より一般会計への取崩の承認を求めることについて
- 議案第7号 令和8年度一時借入金について
- 議案第8号 定款の一部改正について
- 報告第1号 諸規程の一部改正及び廃止について
- 議案第9号 役員補欠選挙について

その他、以下の意見や要望がありました。

- ① 決算に関する臨時総代会の開催
- ② 三ヶ用水路に関する水利調整の場の設置

また、役員補欠選挙では、2名の女性理事が当選されました。

第5区（定数：1） 飯山 悦子（さいたま市）／第6区（定数：1） 石川 輝代（春日部市）
任期は、令和8年3月19日から令和10年4月10日までの約2年間になります。

令和7年度総代会議案は、ホームページ上に掲載しております。

令和6年度 決算

(単位：円)

収 入			支 出		
科 目	決 算 額	構成比	科 目	決 算 額	構成比
1. 土地改良事業収入	114,363,341	44.36%	1. 土地改良事業費支出	111,062,902	43.08%
2. 附帯事業収入	1,372,437	0.53%	2. 一般管理費	77,813,377	30.18%
3. 特定資産運用収入	3,777,426	1.47%	3. 土地改良事業費 負担金支出	7,910,357	3.07%
4. 補助金等収入	0	0.00%	4. 支払利息	4,851	0.01%
5. 交付金収入	16,040,280	6.22%	5. 固定資産取得支出	0	0.00%
6. 寄付金収入	0	0.00%	6. 特定資産積立支出	52,964,879	20.54%
7. 業務受託料収入	12,463,000	4.83%	7. 雑支出	446,820	0.17%
8. 雑収入	2,521,274	0.98%	8. 繰越金	7,607,772	2.95%
9. 特定資産取崩収入	57,193,620	22.18%	9. 予備費	0	0.00%
10. 固定資産売却収入	0	0.00%			
11. 繰越金	50,079,580	19.43%			
合 計	257,810,958	100%	合 計	257,810,958	100%

◆ 賦課面積及び組合員数

賦課面積 1,387 ha 組合員数 4,432 人 (令和7年3月31日現在)

貸借対照表 (令和7年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産	47,365,751	1 流動負債	40,178,373
2 固定資産	5,311,264,509	2 固定負債	52,701,449
(1) 特定資産	5,266,954,292		
(内、積立資産)	(2,113,648,364)	負債合計	92,879,822
職員退職給付引当積立資産	(39,850,995)	III 正味財産の部	
役員総代退任慰労金積立資産	(11,760,254)	1 指定正味財産	2,577,418,060
転用決済金積立資産	(1,855,805,822)	2 一般正味財産	2,688,332,378
施設更新積立資産	(206,231,293)		
(2) その他固定資産	44,310,217	正味財産合計	5,265,750,438
資産合計	5,358,630,260	負債及び正味財産合計	5,358,630,260

令和6年度決算の詳細は、ホームページ上（総代会議案）に掲載しております。

令和 7 年度 事業実施状況

【土地改良施設維持管理適正化事業】	
貝塚第 2 揚水機場 整備補修工事及び設計業務委託	15,059,000 円
下手堰 機側操作盤更新工事及び設計業務委託	7,425,000 円
【県費単独土地改良事業】	
掛上揚水機場 取水工補修工事	10,417,000 円
三ヶ用水路 分水堰 2 号（論田堰） 改修工事	4,268,000 円
【土地改良区単独事業】	
貝塚第 2 揚水機場 仮設ポンプ設置工事	1,100,000 円
掛上揚水機場 取水工及び用水路改修工事設計業務委託	3,597,000 円
掛上揚水機場 河川協議資料作成業務委託	429,000 円
掛上揚水機場 用地測量業務等委託	3,122,900 円
上豊川第 2 揚水機場 用水路補修工事	550,000 円
末田樋管導水路 清掃業務	1,430,000 円
末田大用水路他 雑草刈払業務	1,721,500 円
三ヶ用水路 分水堰 1 号（論田堰） 改修工事及び設計業務委託	4,510,000 円
三ヶ用水路及び人巻用水路 藻刈業務	627,000 円
末田大用水路他 ゴミ清掃他雑工事	653,785 円
揚水機場及び末田大用水調整堰 保守点検業務委託	925,100 円
元荒川土地改良区 基本図作成業務委託	1,980,000 円
元荒川土地改良区 受益地等調査業務委託	9,009,000 円
【越谷市営事業】	
越谷市北後谷・西新井地内 かんがい排水整備工事（総事業費 15,500,100 円）	7,500,000 円
【水資源機構営事業】	
埼玉合口二期施設管理費 負担金	11,545,082 円

◆ 掛上揚水機場 取水工補修工事（さいたま市岩槻区金重地内）

【整備前】



【整備後】



◆ 三ヶ用水路分水堰【論田堰】改修工事（さいたま市岩槻区高曽根地内）

【整備前】



【整備後】



◆ 越谷市営事業・水路壁補強工事（越谷市北後谷地内）

（延長：103.6m、工事費8,474,200円のうち4,180,000円を土地改良区が負担）

【整備前】



【整備後】



令和 8 年度 予算

(単位：千円)

収 入			支 出		
科 目	予算額	前年比	科 目	予算額	前年比
1. 土地改良事業収入	109,082	△3,666	1. 土地改良事業費支出	159,192	1,169
2. 附帯事業収入	2,291	1,220	2. 一般管理費	100,684	562
3. 特定資産運用収入	8,717	2,946	3. 土地改良事業費	13,900	2,300
4. 補助金等収入	23,250	△6,600	負担金支出		
5. 交付金収入	19,484	△2,043	4. 支払利息	200	-
6. 寄付金収入	1	-	5. 固定資産取得支出	502	-
7. 業務受託料収入	13,634	298	6. 特定資産積立支出	51,806	△376
8. 雑収入	2,131	162	7. 雑支出	1,000	-
9. 特定資産取崩収入	151,691	16,438	8. 繰越金	8,700	△1,300
10. 固定資産売却収入	3	-	9. 予備費	3,000	1,000
11. 繰越金	8,700	△5,400			
合 計	338,984	3,355	合 計	338,984	3,355

令和 8 年度予算の詳細は、ホームページ上（総代会議案）に掲載しております。

令和 8 年度 事業実施予定

【土地改良施設維持管理適正化事業】	
末田樋管 2 号水中ポンプ整備補修工事（繰越分） <岩槻区末田地内>	8, 4 0 0 千円
西新井東組堰 機側操作盤更新工事 <越谷市西新井地内>	8, 4 0 0 千円
西新井西前堰 機側操作盤更新工事 <越谷市西新井地内>	8, 4 0 0 千円
【基盤整備促進事業】	
掛上揚水機場 用水路改修工事（繰越分） <岩槻区掛地内>	4 4, 0 0 0 千円
【土地改良区単独事業】	
五ヶ用水路 分水堰改修工事 <岩槻区尾ヶ崎地内>	1 1, 5 0 0 千円
三ヶ用水路 分水堰改修工事 <岩槻区高曾根地内>	1 1, 8 0 0 千円
【越谷市営事業】	
かんがい排水整備工事 <越谷市西新井地内>（総事業費 1 5, 5 0 0 千円）	7, 5 0 0 千円
【水資源機構営事業】	
埼玉合口二期施設管理費 負担金	1 3, 9 0 0 千円

農業用水の有効利用のお願い

水路巡視をしていますと、所々で過剰取水や無効放流がみられます。下流側の利水者が取水できませんよう、分水栓や堰板の適切な管理をお願いいたします。



水田から水が溢れている様子

令和8年度 配水計画

令和8年度の末田須賀堰湛水期間は4月8日から9月9日までの予定です。(単位：m³/s)

施設名	4/8~15	4/16~20	4/21~8/15	8/16~9/9	9/10~3/31
貝塚揚水機場	(4/10~) 0.125	0.125	0.125	0.125	—
川島揚水機場	0.083	0.083	0.083	0.083	—
平林寺揚水機場	0.053	0.053	0.053	0.053	—
掛上揚水機場	0.075	0.075	0.075	0.075	—
掛下揚水機場	0.075	0.075	0.075	0.075	—
上豊川第2揚水機場	0.200	0.200	0.200	0.200	—
入穴樋管	—	0.014	0.020	0.014	—
風間樋管	—	0.057	0.083	0.059	—
柳橋樋管	—	0.075	0.104	0.069	—
末田大用水	0.989	3.153	4.107	2.213	0.200

※ 新堀土地改良区及び新方領用悪水路土地改良区の配水計画は各改良区へお問い合わせください。

末田大用水路の番水日割表は、ホームページ上に掲載しております。

令和8年度 地区除外決済金

転用等によって農地が減ると、土地改良区施設等の維持管理の負担を残された農地の組合員で負担することになります。そこで、組合員の皆様の公平負担を図るため、地区除外の届出をし、土地改良法第43条第2項に基づき決済金を納めていただく必要があります。

区域・負担区分		1㎡あたりの金額
1部	貝塚、川島、平林寺、掛上、掛下の各揚水機組合の区域	(田・畑)480円
2部	新堀土地改良区の管理する黒浜第1、第2揚水機場の区域	(田・畑)400円
3部	旧上豊川用悪水路土地改良区の区域	(田)480円
4部	旧末田大用排水土地改良区の区域	(田)540円
5部	新方領用悪水路土地改良区及び旧五ヶ字土地改良区の区域と重複する区域	(田)400円

【一部地区は「元荒川末田須賀堰関係地域」として、見沼代用水土地改良区決済金（1㎡あたり47.6円）が含まれています。】

※こんな時に地区除外の届出と決済金の納付が必要です。

- ① 農地（水田）を農地以外に転用する場合（道路採納の場合も含む）
- ② 農地改良等により埋立する場合
- ③ 公共事業（道路、公園、河川、建物等）の用地として転用する場合
(用地買収説明会、価格交渉、契約調印の際など、事業主体（買収者）と十分話し合い、決済金や組合費賦課金、転用手続き等に疑義が生じないようにお願い致します。)
- ④ その他、土地改良区の区域から地区除外をする場合

地区除外申請書などの様式は、元荒川土地改良区ホームページの「各種申請様式」にありますので、申請書をダウンロードし、ご記入の上で届出をお願いします。

各種申請手続き

① 組合員資格の異動に関する変更には、申請が必要です。(土地改良法第44条)

- ★ 相続、売買、贈与、交換等により、所有権が移転した場合
- ★ 農地の賃貸借又は解約した場合
- ★ 経営移譲した場合
- ★ 住所や氏名を変更した場合

【組合員資格得喪通知書】の提出をお願いします。

(注意) 賦課金は毎年4月1日現在の組合員名簿・土地台帳を基準にします。そのため、変更は基準日前に手続きを完了するよう、お願いします。

② 土地を共有している場合には、申請が必要です。(土地改良法第113条の2)

- ★ 土地の所有権等に共有者がいる場合、代表者を選任する必要があります。

【代表者の選任通知】の提出をお願いします。

③ 土地改良区の管理施設を占有する(架橋など)場合は、申請が必要です。

【施設使用承認願】の提出をお願いします。

④ 排水放流をする場合は、排水放流先により申請が必要です。

【排水承認願】の申請をお願いします。

各種問い合わせは、財務課へお願いいたします。

各種申請用紙は元荒川土地改良区ホームページの「各種申請様式」にありますので、申請書などをダウンロードし、ご記入の上で提出または申請をお願いします。

滞納金の回収業務委託について

- ・ 未納金の解消に向けて、令和8年度から弁護士事務所と業務委託契約を結びました。弁護士事務所から未納金に関する通知やご連絡する場合がございますので、未納金ございましたら、早急に納付いただきますよう、お願いいたします。

【委託先】 清流法律事務所

埼玉県富士見市ふじみ野西4-10-7 富士見第7ビル 3階A号室

- ・ なお、未納賦課金のある土地を取得すると、土地改良法第43条により、新しい権利者に支払が継承されますので、未納賦課金の納入にご協力をお願いいたします。

令和 8 年度 賦課金

- ・ 賦課金は、土地改良法に基づく当改良区の定款の定めるところにより、末田須賀堰や当土地改良区のかんがい施設などの維持管理の費用に充てる目的として賦課しております。
- ・ 水使用の有無に関係なく、休耕・転作等を実施している土地についても、通常通り賦課されます。
- ・ 農業委員会や法務局への届出だけでは、土地改良区の賦課台帳は変わらず、従来のまま賦課金がかかりますので、変更が生じた場合は、速やかに届出をお願いいたします。

区 域 ・ 負 担 区 分		1㎡あたりの金額
1部	貝塚、川島、平林寺、掛上、掛下の各揚水機組合の区域	(田・畑)5.7円
2部	新堀土地改良区の管理する黒浜第1、第2揚水機場の区域	(田・畑)3.5円
3部	旧上豊川用悪水路土地改良区の区域	(田)5.7円
4部	旧末田大用排水土地改良区の区域	(田)5.7円
5部	新方領用悪水路土地改良区及び旧五ヶ字土地改良区の区域と重複する区域	(田)3.5円

【一部地区は「元荒川末田須賀堰関係地域」として、見沼代用水土地改良区賦課金（1㎡あたり0.8円）が含まれています。】

賦課金の納付方法

① 窓口でのお支払い

埼玉りそな銀行 本支店、南彩農業協同組合 本支店、
越谷市農業協同組合 本支店、コンビニエンスストア、元荒川土地改良区事務所
コンビニエンスストアでのお支払いは、納付期限内のみの取扱になります。

② スマートフォンでのお支払い

PayPay、auPay、楽天 Pay、d払い、FamiPay、PayB、楽天銀行
スマートフォン決済でのお支払いは、納付期限内のみの取扱になります。

③ 口座引落でのお支払い

りそな決済サービス株式会社の「りそなネット」サービスを利用し、全国の金融
機関やゆうちょ銀行の口座から、賦課金の口座引落がご利用できます。
口座引落をご希望の方は事務所までご連絡をお願いします。

注意事項

- (1) ATMにてお振り込みになる場合は、納入者確認のため、振込名義人入力の際、振込人氏名の前に10桁の通知書番号の入力をお願いします。
- (2) スマートフォン決済やATMでお支払いの場合は収納印が押されませんので、支払後、窓口やコンビニ等での二重払いにはご注意ください。

令和 8 年度賦課金の納付期限は令和 8 年 9 月 3 0 日（水）です